



経理の窓 12月号

平成25年12月1日号

この一年間ありがとうございました。

今月の税務

**法人
地方税** : **10月決算法人の確定申告と納税
固定資産税と都市計画税の第3期分の納付**

確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、(1) 納税額がある場合、(2) 還付を受ける場合、(3) 翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合(確定損失申告)に行います。(2)及び(3)については、納税者の任意となっています。

(1) 確定申告をする必要のある方(納税額がある場合)

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得者のうち確定申告する必要がある方
 - * 給与の収入が、2,000万円を超える方
 - * 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - * 2ヶ所以上から給与を受けている方
 - * 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方
 - * 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
 - * 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方
 - * 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- ③ 公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える方
- ④ 退職所得がある方(一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。)

(2) 確定申告をすれば還付を受けられる場合

(還付申告をしなければ、還付をうけることはできません。)

- * 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- * 平成25年の途中で退職した後、就職しなかった方
- * 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

(3) 確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があって、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

(損益通算)

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

(繰越控除)

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字のてた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除（一般の場合と青色申告の場合）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。

贈与税の確定申告をする必要がある方

- ①平成25年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方
- ②財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税制度（特別控除額2,500万円）を適用する方
- ③財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の新非課税制度を適用する方

〈特別控除額〉

省エネ等住宅	平成24年	1,500万円	平成25年	1,200万円	平成26年	1,000万円
上記以外の住宅	平成24年	1,000万円	平成25年	700万円	平成26年	500万円

新非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除（110万円）、相続時精算課税にあつては特別控除（2,500万円）が適用できます。

相続時精算課税に係る特別控除（2,500万円）の適用は、原則として父母からの贈与の場合に限られます。

- ④震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税制度を適用する方
平成23年3月11日から平成26年3月31日について、
省エネ等住宅は、1,500万円、省エネ等以外の住宅は、1,000万円の特別控除
- ⑤財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例（配偶者控除額2,000万円）を適用する方

消費税の確定申告をする必要がある方

- ①平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方
- ②平成23年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成24年12月末までに「消費税課税事業者選択届書」を提出している方

※納税義務の免除の特例により、個人事業者の方で、平成24年1月1日～6月30日の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成25年分は、確定申告が必要です。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。対象となる方は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。青色申告をされますと、複式簿記により記帳する場合は、一定の要件の下で最高65万円を控除することができます。簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告控除の適用を受けることができます。

